

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課
母子家庭等自立支援室

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、母子・父子自立支援プログラム策定員等の専門性の向上や母子生活支援施設を活用した相談支援の実施によるひとり親家庭等への相談支援体制の充実、大学等に修学するひとり親家庭の子どもへの修学資金等に修学期間中の生活費等を加えるなどひとり親家庭等への支援の充実を図る。

また、様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともにDV対応と児童虐待対応との連携強化や婦人保護事業の運用面の改善に向けた取組の充実を図る。

これを踏まえた、令和2年度予算案の主な内容は以下のとおり。

	(令和2年度予算案)	(令和元年度予算額)
	4,189億円の内数	(4,361億円の内数)
・母子家庭等対策総合支援事業	132億円	(130億円)
・児童扶養手当	1,599億円	(2,075億円)
・母子父子寡婦福祉資金貸付金	24億円	(31億円)
・婦人保護施設措置費	23億円	(22億円)
・児童虐待・DV対策等総合支援事業	183億円の内数	(169億円の内数)
など(その他、他部局計上分を含む)		

令和2年度予算案の減少は、児童扶養手当について、令和元年11月からの隔月支給(年3回 6回)に伴い、令和元年度予算に15か月分の所要額を計上していたこと等による。

令和元年度予算は、臨時・特別の措置を除く。

1. ひとり親家庭等の自立支援の推進

1. 支援につながる

(1) 自治体窓口のワンストップ化の推進

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々のひとり親家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。

また、児童扶養手当の現況届の提出時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を図る。

【母子家庭等対策総合支援事業：132億円の内数】

【補助基準額（案）】就業支援員の配置等： 1か所当たり 5,000千円
集中相談の実施： 1か所当たり 3,100千円

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国 1/2、都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村 1/2

(2) ひとり親家庭への相談支援体制の充実【拡充】

ひとり親家庭等に対する相談支援について、地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援等を実施する。

また、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導、各種支援につなげるための相談支援を実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：132億円の内数】

ひとり親家庭等生活向上事業（ひとり親家庭等生活支援事業）

【補助基準額（案）】

1か所当たり 9,617千円 11,341千円《拡充》

地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に
に加算する額 4,265千円

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村（特別区を含む。以下同じ。）

【補助率】国 1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2

国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4

1. 支援につながる（続き）

（3）母子・父子自立支援員等の専門性の向上【拡充】

母子・父子自立支援員等のひとり親家庭の相談対応に従事する職員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：132億円の内数】

母子家庭等就業・自立支援センター事業（相談関係職員研修支援事業）

【補助基準額（案）】1センター当たり 1,497千円 2,737千円《拡充》

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国 1/2、都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村 1/2

（4）その他

子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進

今後の子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する調査研究等を実施する。

【保健福祉調査委託費：53百万円】

② 母子家庭等自立支援対策費

母子・父子自立支援員の全国研修会の開催等を通じて、ひとり親家庭等の自立支援を推進する。

【母子家庭等自立支援対策費：3百万円】

ひとり親家庭等自立促進基盤事業の実施

母子・父子福祉団体等の民間団体が全国的・広域的に行うひとり親家庭等の自立支援に資する事業への財政支援を通じ、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図る。

【ひとり親家庭等自立促進基盤事業：9百万円】

【実施主体】民間団体（法人格を有するものに限る）（公募により選定）

【補助率】国：定額（10/10相当）

2. 生活を応援

(1) 児童扶養手当

児童扶養手当の支給

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当の支給を行う。

【児童扶養手当給付費負担金等：1,599億円】

【手当額（案）】 物価スライドによるアップ率0.5%の場合

第1子	全部支給	43,160円	一部支給	43,150円～10,180円
第2子加算額	全部支給	10,190円	一部支給	10,180円～5,100円
第3子以降加算額	全部支給	6,110円	一部支給	6,100円～3,060円

【支給主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村2/3

社会保障・税番号制度に係る情報連携体制整備事業【新規】

受給者情報（年金の受給情報等）の円滑な把握（一括情報照会等）や、毎年6月に実施されるデータ標準レイアウトの改訂に対応するため、児童扶養手当システム等の改修を行うことにより、マイナンバー制度を活用した情報連携を推進する。

【母子家庭等対策総合支援事業：132億円の内数】

【実施主体】都道府県・市・福祉事務所設置町村

【補助率】国2/3、都道府県・市・福祉事務所設置町村1/3

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

ひとり親家庭等の自立を促進するため、子どもの修学等に必要な資金の貸付けを行う。また、ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、大学等に修学する子どもの就学支度資金や修学資金に受験料や修学期間中の生活費等を加える。

【母子父子寡婦福祉資金貸付金：24億円】

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市

【補助率】国2/3、都道府県・指定都市・中核市1/3

2. 生活を応援（続き）

（3）子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）の実施

放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施する。

【母子家庭等対策総合支援事業：132億円の内数】

ひとり親家庭等生活向上事業（子どもの生活・学習支援事業）

【補助基準額（案）】

1 集合型により実施する場合：3(1)～(2)及び(4)の合計

2 派遣型により実施する場合：3(1)及び(3)の合計

3 集合型と派遣型の両方を実施する場合：(1)～(4)の合計

(1) 事務費 1 実施主体当たり 2,674千円

(2) 事業費（集合型）

1 実施主体当たり 7,664千円

実施日数に応じて に加算する額

105～156日：3,833千円、157～208日：7,665千円、209日以上：11,497千円

(3) 事業費（派遣型）

1 回の訪問が1日の場合 9,980円×訪問延回数

1 回の訪問が半日以内の場合 6,480円×訪問延回数

3(2)②の実施日数は、事業実施場所毎の実施日数の合計とする。

(4) 実施準備経費（1実施場所当たり）

改修費等 4,000千円

礼金及び賃借料（実施前月分）600千円

令和2年度中に支払われたものに限る。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

2. 生活を応援（続き）

（4）養育費の確保等支援

養育費相談支援センター事業

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材の養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行うことにより、ひとり親家庭の自立の支援を図る。

【養育費確保支援事業委託費：55百万円】

母子家庭等就業・自立支援事業の推進【拡充】

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施し、母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

（拡充内容は、「1. 支援につながる（3）母子・父子自立支援員等の専門性の向上」を参照）

【母子家庭等対策総合支援事業：132億円の内数】

【補助基準額（案）】

1. 母子家庭等就業・自立支援センター事業

次により算出された額の合計額。なお、(1)～(3)及び(5)の各事業については、事業毎の金額に次の率を乗じて得られた額の合計額。

・ 1又は2事業を実施：0.9 ・ 3事業を実施：0.95 ・ 4事業を実施：1.0

(1)就業支援事業 1センター当たり

週5日以下の実施の場合	6,354,000円	週5日以下（土日を含む）の実施の場合	7,014,000円
週6日実施の場合	7,675,000円	週7日実施の場合	8,995,000円

(2)就業支援講習会等事業 1センター当たり 9,200千円又は13,950千円（ ）

平日夜間・土日祝日の開催や市街地のほか郊外において就業支援講習会等を実施する場合

(3)就業情報提供事業 1センター当たり 2,717千円

(4)在宅就業推進事業 1センター当たり 2,000千円

なお、在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業推進事業を行う場合、年度当たりの支援対象者数に応じて以下のア～ウに定める額を加算する。

ただし、支援対象者の報酬月額（平均）が1万円未満の場合は、以下の額に0.9を乗じる。

ア 5人以上15人未満	：3,000千円	イ 15人以上30人未満	：6,000千円
ウ 30人以上	：9,000千円		

2. 生活を応援（続き）

(5) 養育費等支援事業（及び の合計）

弁護士による養育費等に関する法律相談を行う場合 1センター当たり 3,064千円

法律相談の件数が年間260件以上の場合に加算する金額：728千円

以外の事業を行う場合

ア 週5日以下の実施の場合 3,697千円

イ 週5日以下（土日を含む）の実施の場合 3,915千円

ウ 週6日実施の場合 4,135千円

エ 週7日実施の場合 4,578千円

(6) 面会交流支援事業 1センター当たり 1,761千円

事前相談・支援計画書の作成・面会交流援助の実施件数に応じて以下の ~ に定める額を加算

251件以上300件以下： 350千円 301件以上350件以下： 700千円 351件以上400件以下： 1,050千円

401件以上450件以下： 1,400千円 451件以上500件以下： 1,750千円 501件以上 : 2,100千円

(7) 相談関係職員研修支援事業 1センター当たり 1,497千円 2,737千円《拡充》

(8) 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業 1センター当たり 2,200千円

2. 一般市等就業・自立支援事業

(1) 就業支援関係事業を行う場合 2,000千円

養育費等支援関係事業（弁護士を配置して事業を行う場合を除く。）を行う場合 2,000千円

広報啓発等関係事業を行う場合 1,000千円

(2) 在宅就業コーディネーターを配置して、在宅就業推進事業を行う場合、年度当たりの支援対象者数に応じて以下の ~ に定める額を加算する。（ただし、支援対象者の報酬月額（平均）が1万円未満の場合は、以下の額に0.9を乗じる。）

5人以上15人未満：3,000千円 15人以上30人未満：6,000千円 30人以上：9,000千円

(3) 弁護士を配置して、養育費等支援事業を行う場合、以下の金額を加算

1事業当たり 3,064千円（法律相談の件数が年間260件以上の場合に加算する金額：728千円）

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

2. 生活を応援（続き）

離婚前後親支援モデル事業【拡充】

養育費や面会交流の取り決めに促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うモデル事業を実施する。

また、「親支援講座」に加え、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業（公正証書への支援による養育費の取り決めに促進する事業等）に対する補助を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：132億円の内数】

【補助基準額（案）】1か所当たり：1,713千円

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村1/2

（5）ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施【拡充】

ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援する。

また、事業者の参入を促し、支援に必要な人材の確保を図るため、家庭生活支援員の派遣に係る補助単価の充実を図るとともに、定期利用の対象範囲を小学生を養育する家庭まで拡大する。

【母子家庭等対策総合支援事業：132億円の内数】

【補助基準額（案）】

1 事務費分 1か所当たり 3,997千円

2 派遣手当分 1時間当たり

子育て支援	（深夜、早朝以外9:00～18:00）	（深夜、早朝）	（講習会会場）
	740円 900円《拡充》	920円 1,120円《拡充》	1,110円 1,350円《拡充》
	（宿泊分）	（移動時間）	
	3,680円 4,480円《拡充》	1,530円 1,860円《拡充》	

生活援助	（深夜、早朝以外9:00～18:00）	（深夜、早朝）	（移動時間）
	1,530円 1,860円《拡充》	1,910円 2,320円《拡充》	1,530円 1,860円《拡充》

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

2. 生活を応援（続き）

（6）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施【拡充】（内閣府予算）

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。

児童の安全性の確保や利用者負担の軽減等のため、保護者が子どもを預入先の施設等へ連れていくことが困難である場合等において、居宅から実施施設等の間や通学時等の児童の付き添い支援を実施するとともに、ひとり親家庭や低所得者世帯、保護者が障害を有する家庭など、特に本事業の利用が必要と考えられる世帯に対し、優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合の補助単価の加算を創設。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,453億円の内数】

【補助基準額（案）】

1 運営費

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数×8,650円（4,200円） 拡充

イ 2歳以上児 年間延べ日数×4,740円（2,100円） 拡充

ウ 緊急一時保護の母親 年間延べ日数×1,200円（600円） 拡充

エ 居宅から実施施設等の間や、
通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業

（ア）基本分 年間延べ日数×900円（400円） 拡充

（イ）宿泊分 年間延べ日数×900円（400円） 拡充

イ 休日預かり事業 年間延べ日数×2,010円（1,000円） 拡充

ウ 居宅から実施施設等の間や、
通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

（ ）は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合に補助単価に加算する額

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

【実施主体】市町村

【補助率】国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3

3. 学びを応援

(1) 生活困窮世帯等の子どもの学習・生活支援事業の推進【拡充】

より身近な場所で支援を受けられるよう、学習支援会場の設置を促進する。

【生活困窮者自立支援関係予算：459億円の内数】

(母子家庭の母等以外の者の分を含め社会・援護局予算に計上。)

(2) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進【拡充】

ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげて行くため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する給付金の支給割合の見直しを行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：132億円の内数】

【支給内容】受講修了時給付金：受講費用の2割 4割(上限10万円)

合格時給付金：受講費用の4割 2割(受講修了時給付金と合わせて上限15万円)

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国3/4、都道府県等1/4

(3) ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施(親の学び直し支援)

ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

【母子家庭等対策総合支援事業：132億円の内数】

ひとり親家庭等生活向上事業(ひとり親家庭等生活支援事業)

【補助基準額(案)】1か所当たり 11,341千円

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

4 . 仕事を応援

(1) 就職に有利な資格の取得支援

母子家庭等自立支援給付金事業の推進

・ 高等職業訓練促進給付金の支給

ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するために高等職業訓練促進給付金を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：132億円の内数】

母子家庭等自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金等事業）

【支給内容】支給対象期間：修業する期間（上限36月、ただし資格取得のために4年課程の履修が必要となる資格を目指す者については48月）

支給額（月額）：住民税非課税世帯 100,000円（最終1年間は140,000円）

住民税課税世帯 70,500円（最終1年間は110,500円）

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

・ 自立支援教育訓練給付金の支給

ひとり親家庭の親が、雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座及びこれに準じて地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する。

【母子家庭等対策総合支援事業：132億円の内数】

母子家庭等自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業）

【対象講座】雇用保険の一般及び特定一般教育訓練給付の対象となる講座

〃 専門実践教育訓練給付の対象となる講座（専門資格の取得を目指すものに限る）

上記、に準じ地方自治体が地域の実情に応じて指定する講座

【支給内容】上記対象講座 は受講料の6割相当額、上限は20万円

上記対象講座 は受講料の6割相当額、上限は修学年数×20万円、最大80万円

ただし、12,000円を超えない場合は支給しない

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国 3 / 4、都道府県等 1 / 4

4 . 仕事を応援（続き）

② 母子家庭等就業・自立支援事業【再掲】

母子家庭等就業・自立支援センター等で、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する。

【母子家庭等対策総合支援事業：132億円の内数】

(2) ひとり親家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全力サポートキャンペーン～

生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

生活保護受給者や児童扶養手当受給者、生活困窮者に対するより効果的な自立支援のため、ハローワークと地方自治体が一体となった就労支援を推進する。

【生活保護受給者等就労自立促進事業費等：84億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

マザーズハローワーク事業の推進【拡充】

マザーズハローワーク事業について、事業拠点の拡充（202か所 204か所）を行い、関係機関と連携したひとり親への就職支援を推進する。

【マザーズハローワーク事業推進費等：40億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の活用

安定的な就職が困難な求職者を、常用雇用へ移行することを目的に、一定期間試行雇用する事業主に対して助成する「トライアル雇用助成金」の活用により、母子家庭の母等の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。

【トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）：12億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の活用

母子家庭の母等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給する。

【特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）：477億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め職業安定局予算に計上。）

4 . 仕事を応援（続き）

キャリアアップ助成金の活用

非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善を実施した事業主を支援する「キャリアアップ助成金」の活用により、母子家庭の母等を含む有期契約労働者等の正規雇用等への転換等を推進する。

【キャリアアップ助成金：1,121億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め雇用環境・均等局予算に計上。）

（3）ひとり親家庭の親が利用しやすい職業能力開発の推進

母子家庭の母等に対する職業訓練等の実施

・託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施

母子家庭の母等の再就職が円滑に進むよう、公的職業訓練において、育児等による時間的制約のある方向けの短時間訓練コースの設定や、託児サービス支援の提供を推進する。

また、「母子・父子自立支援プログラム」の対象者等に対しては、母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、「職業訓練」に先立ち、就職の準備段階としての「準備講習」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。

（母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。）

・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

公共職業訓練において、配偶者からの暴力（DV）被害者である母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施する。

（母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。）

・ジョブ・カード制度の推進を通じたキャリアコンサルティングの普及促進

個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、ジョブ・カードを活用して労働者のキャリアプラン再設計や企業内のキャリアコンサルティング導入等を推進するための取組等を実施する。

【離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラム推進事業等：35億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。）

4 . 仕事を応援（続き）

公共職業訓練におけるeラーニングコースの実施

通所の方法によっては訓練の提供が困難であると考えられる、ひとり親等の家庭的制約を抱える者及び公共職業訓練を利用できない離島・僻地等の求職者を対象として、eラーニングによる職業訓練機会の提供を行う。

【離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラム推進事業：42百万円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め人材開発統括官予算に計上。）

（4）母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施【拡充】

ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

また、自立支援プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持するとともに、更なる目標が設定できるよう、アフターケアを実施する。

なお、母子・父子自立支援プログラム策定員等が適切な支援方針の提示とともに効果的な資格取得を助言することができるよう、キャリアコンサルタントの養成講習を受講する経費を補助する。

【母子家庭等対策総合支援事業：132億円の内数】

【補助基準額（案）】1プログラム当たり20千円（アフターケアを実施した場合20千円を加算）

講習受講経費 1実施主体当たり97千円《新規》

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区・福祉事務所設置町村

【補助率】国10/10

5 . 住まいを応援

生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれのある者に対して有期で家賃相当額を支給することにより、住居の確保と就労機会の確保に向けた支援を行う。

【生活困窮者自立支援関係予算：459億円の内数】

（母子家庭の母等以外の者の分を含め社会・援護局予算に計上。）

2. 困難を抱える女性への支援や児童虐待対応との連携など婦人保護事業の推進

1. 婦人保護事業の運用面における見直しに向けた拡充等

(1) 婦人相談員活動強化事業【拡充】

婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修を積極的に受講できるように、婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】

・ 婦人相談員手当	研修受講者：	月額最大191,800円	月額最大194,900円
	研修未受講者：	月額最大149,300円	月額最大151,800円

・ 婦人相談員活動費

a) 同行旅費・事務費 都道府県：年額58,000円、市：年額49,000円

b) 研修受講旅費 年額 45,940円《新規》

代替職員雇上費 年額224,000円《新規》

【実施主体】都道府県・市（特別区含む）

【補助率】国1/2、都道府県・市1/2

(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業【拡充】

婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みを相談できる集いの場の提供支援を新たに実施するとともに、民間団体を活用した事業委託が可能となるよう、運用の見直しを図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】

・ 対象者5人以上10人未満	1施設当たり	913千円
・ 対象者10人	1施設当たり	1,825千円
・ 10人を超えた対象者1につき		151,960円を乗じて加算
・ 集いの場提供支援	1施設当たり	425千円《新規》

【実施主体】都道府県 民間団体等への事業委託を可能とする。《拡充》

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

1. 婦人保護事業の運用面における見直しに向けた拡充等（続き）

（3）婦人相談所等職員への専門研修事業【拡充】

婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、これまで都道府県（婦人相談所を設置する指定都市を含む）で実施する専門研修について、婦人相談員を配置する市（特別区を含む）でも実施できるよう実施主体を拡大する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

- 【補助基準額（案）】
- ・研修を年1回開催する場合 年額 67,780円
 - ・研修を年2回開催する場合 年額135,560円
 - ・研修を年3回以上開催する場合 年額203,340円

【実施主体】都道府県 都道府県・婦人相談員を設置する市（特別区含む）《拡充》

【補助率】国1/2、都道府県・市1/2

（4）婦人相談所SNS相談支援事業（仮称）【新規】

若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】1自治体当たり 38,993千円

【実施主体】都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 民間団体等への業務委託可

【補助率】国1/2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市1/2

（5）地域生活移行支援事業（ステップハウス）【新規】

婦人保護施設退所後の地域社会への円滑な移行等に向けた支援の充実を図るため、生活資金の自己管理に係る訓練を実施するほか、見守り支援を行う生活支援員を新たに配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】1施設当たり 546千円

【実施主体】都道府県

【補助率】国1/2、都道府県1/2

1 . 婦人保護事業の運用面における見直しに向けた拡充等（続き）

（6）DV被害者等自立生活援助事業【拡充】

一時保護所退所後のDV等被害女性が、地域で自立し定着するための支援の充実を図るため、モデル事業として実施してきた当該事業を本格実施に移行させ、自立支援を促進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】 1か所当たり 4,478千円

【実施主体】都道府県・市

【補助率】国1/2、都道府県・市1/2

（7）若年被害女性等支援モデル事業

若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額（案）】 1か所当たり 10,860千円（必須事業、加算分、任意事業の全てを実施した場合）

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・市区

【補助率】国10/10

2 . DV対応と児童虐待対応との連携強化

(1) DV対応・児童虐待対応連携強化事業(仮称)【新規】

婦人相談所において、DV被害者等が同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所等の関係機関と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター(仮称)」を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額(案)】1か所当たり 年額6,217千円

【実施主体】都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】国1/2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市1/2

(2) 同伴児童への学習支援【新規】

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受けられる体制を充実するため、学習指導員の配置や、教材等の整備に必要な補助を行う。

【一時保護所保護費負担金：9億円の内数】

【婦人保護施設運営費補助金：14億円の内数】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内】

【補助基準額(案)】 ・学習指導員(基本分) 1施設当たり 年額1,635千円

・学習指導員(加算分) 1施設当たり 年額2,518千円

加算分：自治体や教育機関への連絡調整等を行う場合に適応

・教材費等 児童一人当たり 月額4,982円

一時保護所の学習指導員の配置に係る経費は、児童虐待・DV対策等総合支援事業で予算措置

【実施主体】都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】国1/2、都道府県1/2

2 . DV対応と児童虐待対応との連携強化（続き）

（3）心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和【拡充】

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、加算要件を緩和（ ）する。

（ ）心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名以上いること 常時1名以上いることに緩和

【一時保護所保護費負担金：9億円の内数】

【婦人保護施設運営費補助金：14億円の内数】

【補助基準額（案）】 施設事務費算定基準によって算定された額

【実施主体】都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】国1/2、都道府県1/2

（4）同伴児童への通学支援【新規】

DV被害者等が同伴する子どもが、一時保護委託先や婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に通学するために、生活支援員による通学への同行に必要な旅費等を補助する。

【一時保護所保護費負担金：9億円の内数】

【婦人保護施設運営費補助金：14億円の内数】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内】

【補助基準額（案）】 ・生活支援員 1施設当たり 年額1,820千円

・同行旅費 1施設当たり 年額 484千円

一時保護委託先の生活支援員の配置に係る経費は、児童虐待・DV対策等総合支援事業で予算措置

【実施主体】都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】国1/2、都道府県1/2

母子生活支援施設を活用した相談支援事業の強化（ひとり親家庭等生活向上事業）【拡充】

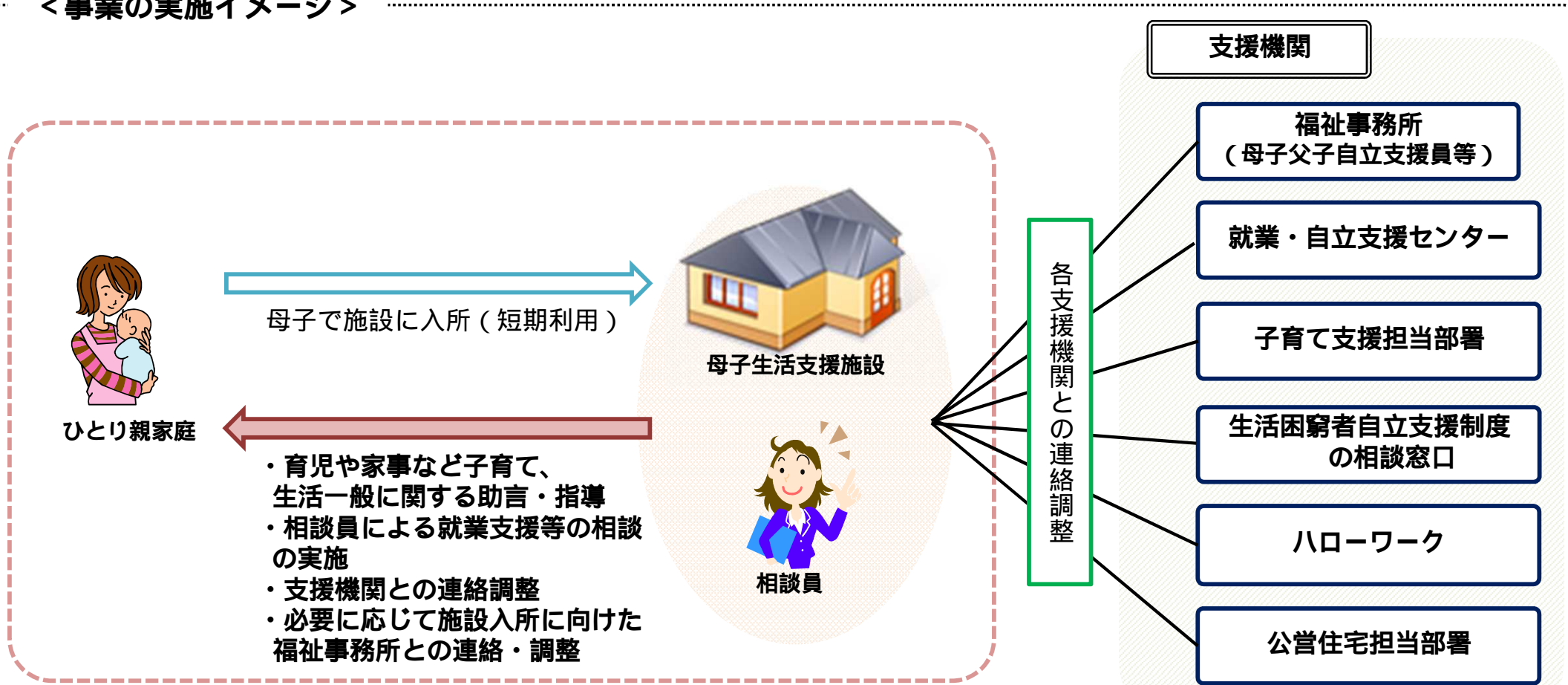
〔令和2年度予算案〕132億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）

概要

ひとり親家庭に対する相談は、個々の家庭の就業環境等に合わせた対応が必要であり、行政機関への来所相談のほか、民間団体の活用等による訪問相談等を実施しているが、個別のニーズを的確に把握するために、集中的に相談できる環境も必要である。

このため、母子生活支援施設を活用し、短期間の施設利用による子育てや生活一般に関する助言・指導や各種支援につなげるための相談を実施する。また、必要に応じて施設入所に向けた福祉事務所との連絡・調整も行う。

<事業の実施イメージ>



母子で施設に入所（短期利用）

母子生活支援施設

相談員

各支援機関との連絡調整

支援機関

福祉事務所
（母子父子自立支援員等）

就業・自立支援センター

子育て支援担当部署

生活困窮者自立支援制度
の相談窓口

ハローワーク

公営住宅担当部署

ひとり親家庭

- ・ 育児や家事など子育て、生活一般に関する助言・指導
- ・ 相談員による就業支援等の相談の実施
- ・ 支援機関との連絡調整
- ・ 必要に応じて施設入所に向けた福祉事務所との連絡・調整

1. 概要

【令和2年度予算案】132億円の内数(母子家庭等対策総合支援事業)

受給者情報(年金の受給情報等)の円滑な把握(一括情報照会等)や、毎年6月に実施されるデータ標準レイアウトの改訂に対応するため、児童扶養手当システム等の改修を行うことにより、マイナンバー制度を活用した情報連携を推進する。

マイナンバー情報連携に係る副本登録作成機能やデータ送信機能等について、データ標準レイアウト改定等にあわせて改修を行い、その費用の一部を補助する。

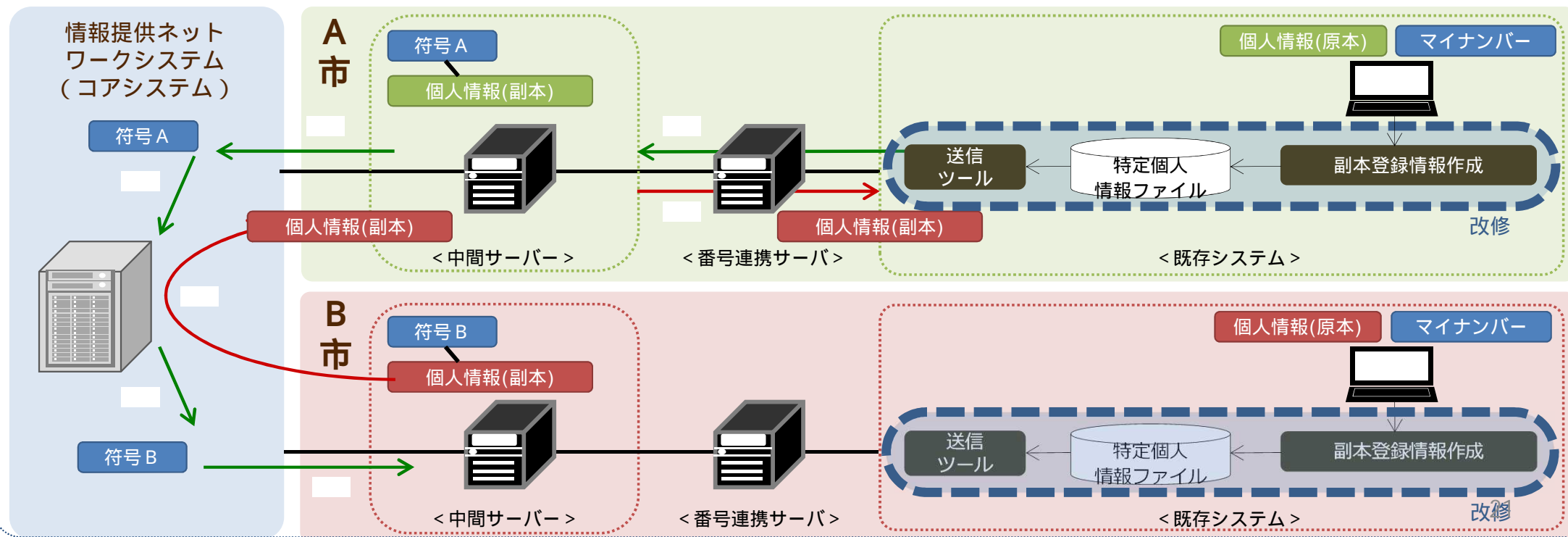
2. 実施主体

都道府県・市・福祉事務所設置町村

3. 補助率

国 2 / 3、都道府県・市・福祉事務所設置町村 1 / 3

情報連携のイメージ(マイナンバー情報連携体制整備事業)



改正の内容

ひとり親家庭の子どもが大学等に修学しやすい環境を整えるため、大学等に修学するひとり親家庭の子どもの就学支度資金や修学資金に受験料や修学期間中の生活費等を加える。

【目的】

母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

【対象者】

母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等

父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）

寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの）等

【貸付金の種類】

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

利子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%

償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

【実施主体等】

都道府県、指定都市、中核市（国：2/3 都道府県、指定都市、中核市：1/3）

【貸付実績（平成30年度）】

母子福祉資金：169億7,932万円（29,729件） 父子福祉資金：7億7,412万円（1,481件）

寡婦福祉資金：2億9,955万円（460件） 貸付金の件数・金額とも約9割が、児童の修学資金関係

【令和2年度予算案】132億円の内数(母子家庭等対策総合支援事業)

離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、「親支援講座」の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行う。

「親支援講座」に加え、地方自治体が養育費の履行確保等に資するものとして先駆的に実施する事業(公正証書作成への支援による養育費の取り決めを促進する事業等)に対する補助を行う。

<実施主体> 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村(民間団体への委託可)

<補助率> 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

講座等の開催

親支援講座

【講義】

離婚前後の父母等を対象に、離婚が子どもに与える影響や養育費等の取り決めの重要性等に関する講習を実施する。講義を行う者の選定に当たっては、学識経験者、元家裁調査官など離婚問題に関し知見を有する者、父母教育プログラム等を実施している民間団体等に協力を依頼する。

【グループ討議】

親支援講座の受講者を対象に、当事者間での意見交換の場を提供する。また、様々な立場の当事者の意見を聞くことができるような工夫も行う。

情報提供

親支援講座の受講者を対象に、ひとり親向けの支援施策や相談窓口等の情報提供を行う。

養育費の履行確保等に資する事業

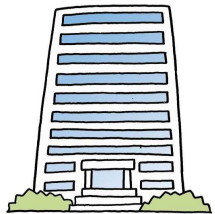
具体例として、公正証書作成の支援(弁護士への相談費用、公正証書作成の手数料に対する補助等)、養育費確保の支援(保証契約を結ぶ費用補助等)など。

事後評価の実施

受講者や委託団体等からの意見聴取、受講前後における養育費や面会交流の取り決め状況などに関するアンケートを実施するなど、本事業の効果等について評価を行う。

厚生労働省

地方自治体



民間団体

<事業の全部又は一部を委託可>

【令和2年度予算案】
生活困窮者自立支援法等関係予算 438億円の内数 → 459億円の内数

子どもの学習・生活支援事業については、H31.4の改正法施行により、子どもの生活習慣や育成環境の改善に関する取組強化など、事業の推進が図られている。
制度開始以降、学習支援等の会場数についても増加しているが、遠方等の理由で通えない家庭がなお存在している状況。
学習支援等会場の設置が進むことにより、居場所支援や保護者への相談支援、小学生等からの早期支援の促進など、副次的な効果も期待される。

学習・生活支援事業の実施状況等

実施自治体数の増加等に伴い、学習支援実施会場についても設置が進んでいる一方、遠方等の理由から、事業の利用が困難な家庭が存在している状況。また、会場数とともに対象世代を広げている取組事例もある。

実施自治体数の状況

	27年度	28年度	29年度	30年度
実施自治体数	301 (33%)	417 (46%)	506 (56%)	536 (59%)

利用者数・実施箇所数の状況

	27年度	28年度	29年度
利用者数	20,421人	23,605人	31,853人
実施箇所数	950箇所	1,277箇所	1,694箇所

学習支援事業を利用したことがない理由（今後の利用意向がない保護者に対する質問）

- ・子どもが行きたがらないから … 34.1%
- ・通わせることが困難だから（送り迎えなど）… 31.6%
- ・事業があることを知らなかったから … 18.7%
- ・対象の学年・年齢ではないから … 14.6%
- ・近くにそのような事業がないから … 11.8%

平成30年度社会福祉推進事業「生活保護世帯の保護者・子どもの生活状況等の実態や支援のあり方等に関する調査研究事業」より

A市の取組事例

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R元年度
市内会場数	2箇所	3箇所	4箇所	5箇所	6箇所
利用者定員	中学生90人	小学生90人 中学生150人	小学生80人 中学生180人 高校生30人	小学生90人 中学生210人 高校生30人	小学生105人 中学生226人 高校生37人

実施会場数の更なる設置促進を図ることにより、遠方等の理由による参加困難者の解消や実施規模が過大となっている会場の解消、子どもや子どもの世帯に対するきめ細かい支援の実施につながる。
上記課題への対応、更なる設置の推進のため、実施会場数等に応じた支援実績加算を創設する。

対象経費

支援員人件費等（人件費、交通費等）
会場設置経費（賃料等）
その他光熱水料、通信料等



拠点

マザーズハローワーク(21箇所 [平成18年度より設置])

- ・ 子育て女性等()に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。
- ・ 札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、渋谷区、荒川区、立川市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市、熊本市に設置。
- ・ 子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

【マザーズハローワークでの相談の様子】



マザーズコーナー(181箇所 [平成19年度より設置])

- ・ マザーズハローワーク未設置地域であって、県庁所在地等中核的な都市のハローワーク内に設置する専門窓口。

支援サービスの特徴

求職活動の準備が整い、具体的な就職希望を有する子育て女性等を対象に、利用しやすい環境を整備の上、きめ細かい就職支援サービスを提供。

総合的かつ一貫した就職支援

- ・ 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- ・ 再就職に資する各種セミナー(パソコン技能講習など)の実施、公的職業訓練へのあっせん
- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供
- ・ 求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓、事業所情報の提供
- ・ マザーズハローワーク等にひとり親専門の相談員を配置し、プライバシーに配慮した専門的な相談支援を実施

地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ 職業相談中の子どもの安全面への配慮を施したキッズコーナーの設置や授乳スペースの確保
- ・ 職業相談窓口へのベビーチェアの配置

【キッズコーナー】



【授乳スペースのベビーベッド】



【保育所情報】



令和2年度の新規取組

拠点の拡大

子育て女性等の再就職支援を一層充実させるため、事業拠点を2箇所拡充 令和元年度 202箇所 令和2年度 204箇所

家族介護離職者に対する支援の強化

家族等の介護のために離職した者に対して、仕事と介護が両立しやすい事業所への再就職支援等を実施。

令和2年度予算案183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

拡充の内容

婦人相談員の専門性の向上を図る観点から、国、地方自治体等が実施する各種研修に積極的に受講できるように婦人相談員の研修派遣のための旅費や派遣中の代替職員の配置に必要な経費の補助を行う。

- 【事業内容】** 婦人相談員手当
 一定の研修 を修了した者について勤務実態に応じた手当額を補助
 国が実施する「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」又は地方自治体又は全国婦人相談員連絡協議会等の関係団体が実施する婦人相談員を対象とする研修を受講した者
- 婦人相談員活動費
 a) 関係機関への同行旅費、相談業務に係る事務費を補助
 b) 研修派遣のための研修受講旅費、代替職員雇上費用を補助（拡充）
- 【実施主体】** 都道府県・市（特別区含む）
- 【対象者】** 売春防止法第35条に基づき都道府県知事・市長が委嘱した非常勤の婦人相談員
- 【補助率】** 国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2
- 【補助基準額（案）】** 婦人相談員手当 研修受講者 : 月額最大194,900円（R元：191,800円）
 研修未受講者 : 月額最大151,800円（R元：149,300円）
- 婦人相談員活動費
 a) 同行旅費・事務費 都道府県：年額58,000円、市：年額49,000円
 b) 研修受講旅費 年額45,940円
 代替職員雇上費 年額224,000円

「婦人相談所等職員への専門研修事業」において、これまで都道府県、婦人相談所を設置する指定都市までとじていた研修実施主体について、婦人相談員を配置する市（特別区含む）まで拡大する。

令和2年度予算案183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

拡充の内容

婦人保護施設を退所した者が気軽に立ち寄って悩みや近況を報告できる集いの場提供支援を新たに実施するとともに、民間団体を活用した事業委託が可能となるよう、運用の見直しを図る。

【事業内容】 婦人保護施設を退所した女性が、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるように支援する。

【実施主体】 都道府県 民間団体等への事業委託を可能とする。

【対象施設】 退所者のうち支援を希望する女性が5名以上いる婦人保護施設

【事業内容】

- ・ 訪問指導等による日常生活に対応する援助（食生活、健康管理、金銭管理等）
- ・ 地域及び職場での対人関係の調整等
- ・ 関係機関等への同行支援
- ・ 集いの場提供支援（拡充）
- ・ その他社会生活における相談、余暇指導等

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

【補助基準額（案）】

- ・ 対象者5人以上10人未満 1施設当たり 913千円
- ・ 対象者10人 1施設当たり 1,825千円
- ・ 10人を超えた対象者1人につき151,960円を乗じて加算
- ・ 集いの場提供支援 1施設当たり 425千円

【令和2年度予算案】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

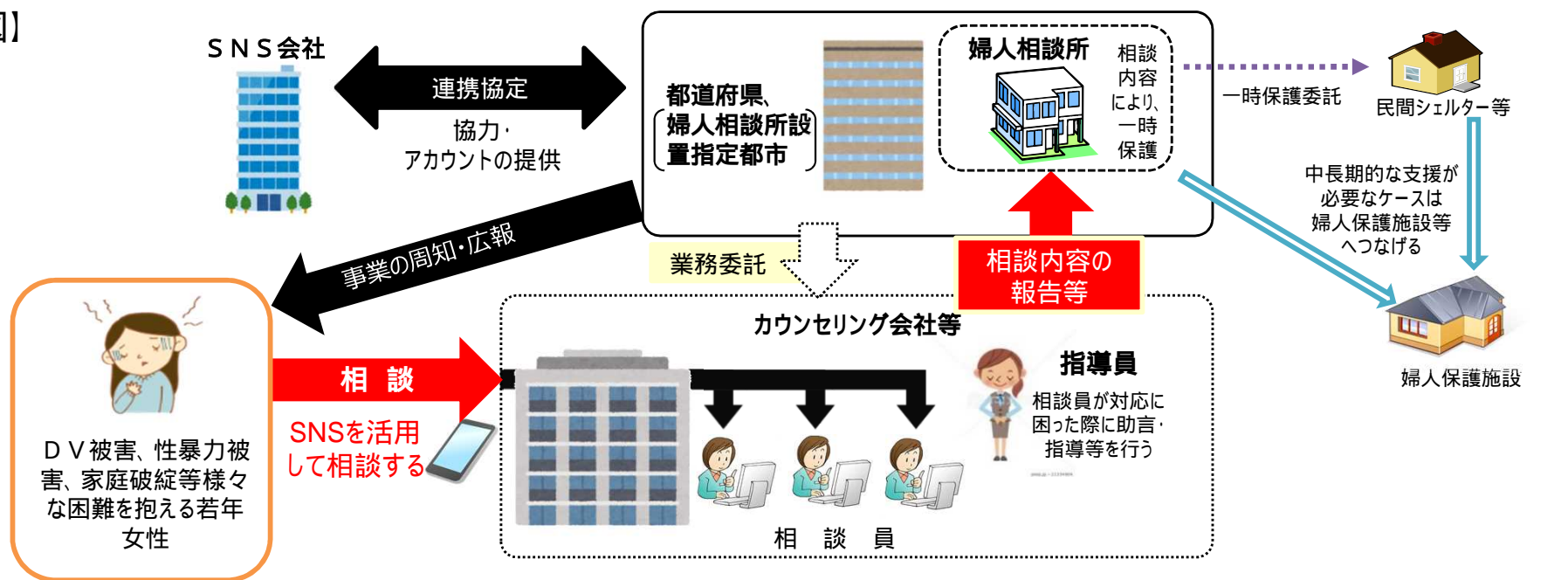
婦人保護事業では、従来、婦人相談所等において電話相談から始まり、来所相談、一時保護等の支援につなげているところであるが、近年、若年層を中心にSNSがコミュニケーション手段の中心となっている実態を踏まえ、婦人相談所にSNSを活用した相談体制を導入し、それを入り口として若年層をはじめとした困難を抱えた女性が支援に円滑につながるよう、SNSを活用した相談窓口の開設準備費用、運用経費への補助を創設する。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市 民間団体等へ業務委託可

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額（案）】 1自治体当たり 38,993千円

【イメージ図】



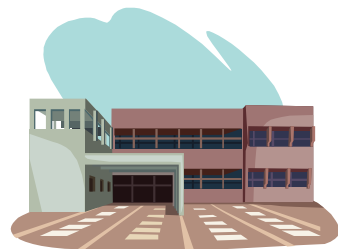
【令和2年度予算案】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

拡充の内容

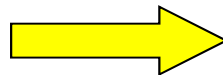
婦人保護施設退所後の地域生活への円滑な移行等に向けた支援の充実を図るため、生活資金の自己管理に係る訓練の充実や、見守り支援を行うための生活支援員を新たに配置する。

（ステップハウス）

婦人保護施設において、施設入所者が施設を退所する前の一定期間、施設本体から離れ、施設付近の住宅において生活することで、地域生活等を体験するための支援を行う。



婦人保護施設



近隣のアパート等

- ・施設と近距離にあるアパート等で実施
- ・新たに生活支援員を配置し、生活資金の自己管理の訓練や見守り支援を実施
- ・利用者や婦人相談所との十分な協議
- ・日常生活に必要な設備、保健衛生・安全に配慮
- ・生命や身体の安全の確保への配慮

【実施主体】 都道府県

【補助率】 国 1 / 2、都道府県 1 / 2

【国庫補助基準額（案）】 1施設当たり 546千円

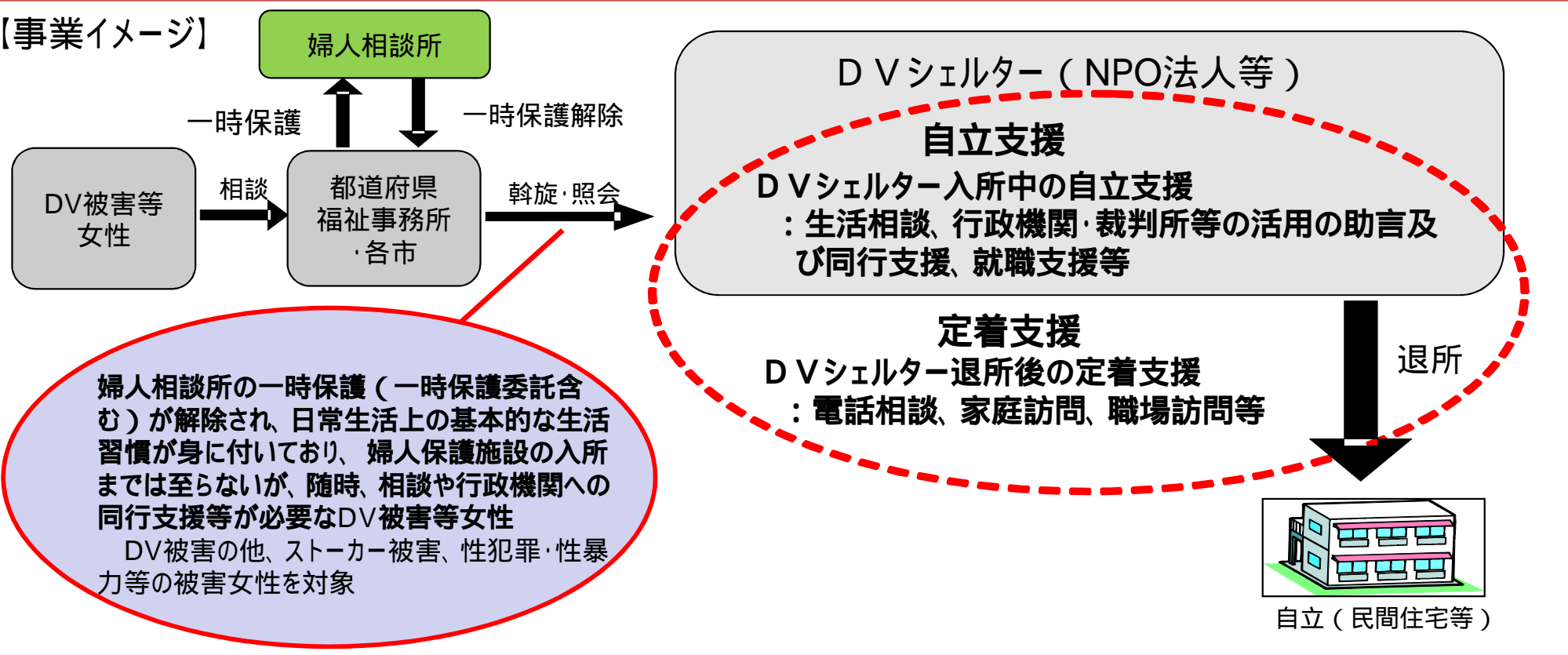
利用者については、本体施設の入所者と同様に措置費の支弁が可能
賃貸物件を活用して実施する場合に、物件の賃貸料の一部を婦人保護事業費補助金にて補助

令和2年度予算案183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

拡充の内容

一時保護所退所後のDV等被害女性が、地域で自立し定着するための支援の充実を図るため、モデル事業として実施開始から5年が経過している当該事業を本格実施に移行させ、実施箇所数を増やし自立支援を促進する。（4か所 35か所）

【事業イメージ】



【実施主体】 都道府県・市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・市 1 / 2

【国庫補助基準額（案）】 1か所当たり 4,478千円

【令和2年度予算案】 183億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

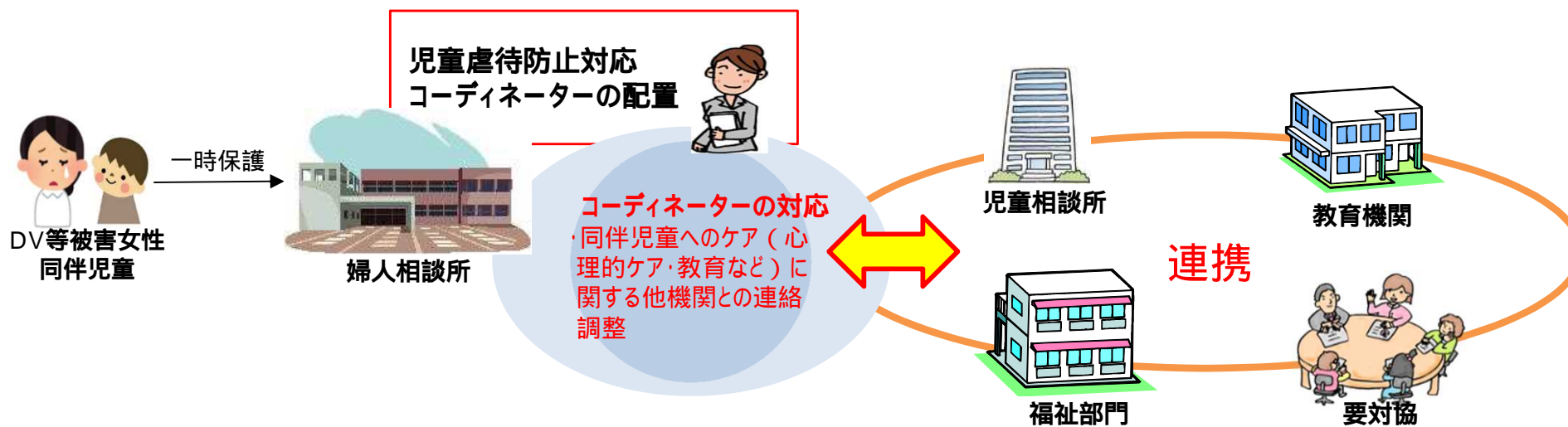
婦人相談所において、DV被害者等に同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係団体と連携する「児童虐待防止対応コーディネーター（仮称）」を配置し、児童虐待対応との連携の強化を図る。

【実施主体】 都道府県、婦人相談所を設置している指定都市

【補助率】 国 1 / 2、都道府県・婦人相談所を設置している指定都市 1 / 2

【補助基準額（案）】 1か所当たり6,217,000円

【事業イメージ】



(令和2年度予算案)

23億円

(婦人保護事業費負担金) 9億円

(婦人保護事業費補助金) 14億円

(拡充等の内容)

【婦人保護事業費負担金・補助金】

同伴児童への学習支援【新規】

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に入所したDV被害者等が同伴する子どもについて、適切に教育を受けられる体制を充実するため、学習指導員の配置や、教材等の整備に必要な補助を創設する。

一時保護所の学習指導員の配置に係る経費は、児童虐待・DV対策等総合支援事業で予算措置

心理療法担当職員雇上費加算の要件緩和【拡充】

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の職員配置を促し、心理的ケアの体制強化を図るため、加算要件を緩和()する。 心理的ケアを必要とする者が年度当初に10名以上いること 常時1名以上いることに緩和

同伴児童への通学支援【新規】

DV被害者等が同伴する子どもが、一時保護委託先や婦人保護施設から小・中学校等に安心・安全に、通学するために生活支援員による通学への同行に必要な旅費等の補助を創設する。

一時保護委託先の生活支援員の配置に係る経費は、児童虐待・DV対策等総合支援事業で予算措置

(事業の目的・内容)

売春防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子及び配偶者からの暴力被害女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行い、その実施に要する費用として都道府県等が支弁した経費に対し国が負担(補助)する。

(実施主体) 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

(補助率) 国 5 / 10 (都道府県・指定都市 5 / 10)